

■ 役員報酬基準 点検対象法人・対象役職ポスト

※ 大阪鶴見フラワーセンター(株) R2.1点検
 (公財) 大阪府都市整備推進センター R2.3点検
 大阪外環状鉄道(株) R2.10点検

法人名	役員・新報酬基準 (R1.11)	旧報酬基準 (H28.11)	差額	前回結果(R1.11)				
				日々の 職務内容	重要課題、 ミッション	経営判断の 自由度、 リスク	合計	特記事項 (報酬基準見直しの主な要因等)
1 (公財) 大阪国際平和センター	業務執行理事 712万円 ※ 3	業務執行理事 712万円 ※ 3	0	1	2	1	4	
2 (株) 大阪国際会議場	専務 760万円 ※ 1	専務 760万円 ※ 1	0	2	3	3	8	
3 (公財) 大阪府国際交流財団	常務 760万円	常務 760万円	0	2	2	1	5	
4 (公財) 千里ライフサイエンス振興財団	専務 807万円 ※ 3	専務 760万円 ※ 3	+47	3	2	1	6	・法人の重要課題である実用化支援事業の強化に伴う新たな業務が加わり、役員として日々の職務におけるオペレーションの難易度が高まっている。
5 大阪信用保証協会	理事長 1,000万円	理事長 1,000万円	0	3	3	3	9	
	常務 800万円 ※ 2	常務 800万円 ※ 2	0					
6 (公財) 西成労働福祉センター	業務執行理事 902万円 ※ 3	業務執行理事 855万円 ※ 3	+47	3	3	2	8	・あいりん総合センターの移転建替に伴い、事業実施及び安全管理に関するリスクが顕在化しており、役員として対応すべき職務が増加している。
7 (一財) 大阪府みどり公社	理事長 850万円	理事長 850万円	0	2	2	2	6	
8 (株) 大阪鶴見フラワーセンター	社長 800万円	社長 800万円	0	1	2	2	5	・交流施設の土地賃貸借契約終了後の方向性についての調整など、役員としての職務が増加することが見込まれるものの、新たに常務取締役が就任することにより、役員としての職務が軽減されることから、前回の点数と同様とした。(令和2年1月審議会意見)
	常務 640万円 ※ 1	-	0					
9 (公財) 大阪府都市整備推進センター	理事長 900万円	理事長 850万円	+50	3	2	2	7	・令和2年4月に、(一財)大阪府タウン管理財団を吸収合併し、事業範囲や人員体制と言った管理スパン等が拡大することから、役員としての職務は増大する。 (令和2年3月審議会意見)
	常務 720万円 ※ 1	常務 680万円 ※ 1	+40					
10 大阪府道路公社	理事長 850万円	理事長 850万円	0	2	2	2	6	
	専務 680万円 ※ 1	専務 680万円 ※ 1	0					
11 大阪モルレル (株)	社長 950万円	社長 950万円	0	2	3	3	8	
	専務 855万円 ※ 2	専務 855万円 ※ 2	0					
	常務 760万円 ※ 1	常務 760万円 ※ 1	0					

法人名	役員・新報酬基準 (R1.11)	旧報酬基準 (H28.11)	差額	前回結果(R1.11)				特記事項 (報酬基準見直しの主な要因等)
				日々の職務内容	重要課題、ミッション	経営判断の自由度、リスク	合計	
12 大阪外環状鉄道(株)	社長 800万円	社長 850万円	△50	2	1	2	5	・おおさか東線の全線開業後実施してきた家屋補償及び環境アセス等の残事業が完了することに伴い、重要課題・ミッションのボリュームが減少している。 (令和2年10月審議会意見)
	常務 640万円 ※1	常務 680万円 ※1	△40					
13 大阪府土地開発公社	理事長 800万円	理事長 800万円	0	2	2	1	5	
	常務 640万円 ※1	常務 640万円 ※1	0					
14 堺泉北埠頭(株)	社長 900万円	社長 900万円	0	2	3	2	7	
	常務 720万円 ※1	常務 720万円 ※1	0					
15 大阪府住宅供給公社	理事長 950万円	理事長 950万円	0	3	3	2	8	
	常務 760万円 ※1	常務 760万円 ※1	0					
16 (公財)大阪府文化財センター	専務 760万円 ※3	専務 760万円 ※3	0	2	2	1	5	
17 (公財)大阪府育英会	理事長 850万円	理事長 850万円	0	2	3	1	6	

【備考】

〔評価区分〕

4 … 特に高い 3 … 高い 2 … 普通 1 … 低い

【報酬額基準】

合計	報酬額
10~12点	1,050万円
9点	1,000万円
8点	950万円
7点	900万円
6点	850万円
5点	800万円
4点	750万円

«その他»

- ※1 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役は報酬基準より報酬額を2.0%引下げ
- ※2 法人のトップが常勤の場合、専務理事、常務理事、専務取締役、常務取締役で代表権を有する、若しくは代表者に準じる職で、かつ他の役員との職責の差が明確な者については、報酬基準より報酬額を1.0%引下げ
- ※3 法人のトップが非常勤の場合、専務理事、常務理事は報酬基準より報酬額を5%引下げ